

令和4年度採用 魚沼市職員（保育士及び幼稚園教諭）採用登録試験実施要綱

令和3年5月10日
魚沼市小出島910番地
TEL 025-792-9203

次のとおり魚沼市職員（保育士及び幼稚園教諭）採用登録試験を行います。

1 試験区分、職種、受験資格、採用予定人員

活字印刷文による出題に対応できる人で、下記の受験資格を必要とします。とします。

試験区分	職種	受験資格	採用予定人員
中級試験	保育士・幼稚園教諭	◇昭和61年4月2日以降に生まれた者で、保育士及び幼稚園教諭免許を有する者又は令和4年3月31日までに取得見込みの者	若干名

◎欠格条項

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・魚沼市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日時及び試験場

区分	日時	試験場
第1次試験	7月4日(日曜日) 受付時間 午後1時00分から 午後1時30分まで ※遅刻者は受験できません 試験開始 午後1時45分	魚沼市役所 本庁舎 (魚沼市小出島910番地)
第2次試験	8月下旬	
最終試験	9月下旬	

3 試験の方法

(1) 第1次試験

基礎能力検査・性格検査（SP I 3）

（注） 基礎能力検査は、短大卒業程度で行います。

基礎能力検査（70分）、性格検査（約40分）

(2) 第2次試験

第1次試験の合格者に対して面接試験を行います。

(3) 最終試験

第2次試験の合格者に対して面接試験を行います。

(4) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

4 合格者の発表

区 分	時 期	方 法
第1次試験合格者	7月下旬の予定	合格者に通知します。
第2次試験合格者	9月上旬の予定	
最終合格者	10月上旬の予定	

5 個人情報の開示について

この試験の結果については、魚沼市個人情報保護条例第12条に基づき、次のとおり開示請求をすることができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、受験票又は本人であることが証明できる書類を持参し、「自己情報開示等請求書」を提出して申し込んでください。

なお、郵送、電話による請求は受付できません。

開示請求できる者	開示内容		開示場所
1次試験不合格の者	基礎能力検査の得点		魚沼市役所本庁舎 総務政策部総務人 事課（魚沼市小出 島910番地）
2次試験不合格の者	1次試験	基礎能力検査の得点	
	2次試験	2次試験の得点	
最終試験不合格の者	1次試験	基礎能力検査の得点	
	2次試験	2次試験の得点	
	最終試験	最終試験の得点	

開示期間 1次試験結果 1次試験の合否通知発送日の翌日以降

2次試験結果 2次試験の合否通知発送日の翌日以降

最終試験結果 最終試験の合否通知発送日の翌日以降

※ 1次試験合格者については、2次試験合否通知発送日まで開示できません。

※ 2次試験合格者については、最終試験合否通知発送日まで開示できません。

受付時間 土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

6 合格から採用まで

採用は、最終合格者の中から決定するものであり、令和4年4月1日を最初の採用の日とします。ただし、合格者全員が必ず採用されるとは限りません。また、資格又は免許の取得見込みで受験し、受験資格欄に示す資格又は免許を取得できなかった者は採用を取り消します。

7 給 与

給与は、魚沼市職員の給与に関する条例の規定により支給します。

給料は、20歳短大卒で月額163,100円(税等込み)です。(令和3年1月1日現在)

ただし、採用時には、この額が変更されることがあります。

このほか期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び状況により扶養手当、通勤手当が支給されます。

8 日本国籍を有しない職員の担当職務について

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、本市では、日本国籍を有しない職員の職務には次のような制限があります。

(1) 「公権力の行使にあたる業務」には従事できません。

「公権力の行使にあたる業務」とは、おおむね次のとおりです。

- ① 市民の権利や自由を制限する業務
- ② 市民に義務や負担を課す業務
- ③ 市民に対して強制力をもって執行する業務

(2) 「公の意思形成に参画する職」には従事できません。

「公の意思形成に参画する職」とは、魚沼市の行政において企画、立案、決定等に関与する職で、具体的には魚沼市事務専決規程で定める専決権を有する課長相当以上の職や、魚沼市の基本政策（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる職が該当します。

9 受験手続

(1) 申込書の請求先

魚沼市総務政策部総務人事課人事給与係
〒946-8601 魚沼市小出島910番地
TEL 025-792-9203

(2) 申込方法

申込書に所要事項を記入し、押印し、写真(縦4cm、横3cm)1枚を貼り、他に2枚(裏面に氏名記載)を添付して魚沼市総務政策部総務人事課に直接持参するか郵送してください。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

令和3年5月14日(金曜日)から令和3年5月28日(金曜日)まで
郵送の場合は、令和3年5月28日(締切日)までの消印のあるものに限り受け付け
ます。受付期間経過後の申込みは、受け付けません。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土日・祝日を除きます。)

(4) その他

・ 申込用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表に次のように朱書し、84円切手(速達
を希望する場合、その料金を加えること。)を貼り、宛先を明記した返信用封筒を同封
してください。

「保育士請求」

・ 申込書を郵送で提出する場合は、封筒の表に次のように朱書し、書留等確実な方法
をとってください。

「保育士受験」

・ 受験票は、6月下旬までに郵送するので、試験当日必ず持参してください。

10 受験に当たっての注意事項

(1) 試験当日は、次のものを忘れずに持参してください。

ア 受験票

イ HBの黒鉛筆、消しゴム、鉛筆削り

(2) マスクを持参してください。

(3) 試験場は、全面禁煙です。

(4) 試験場の備品には絶対に手を触れないでください。